

事 務 連 絡
令和 2 年 4 月 24 日

都道府県
各 指定都市 母子保健主管部局 御中
中核市

厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「母子保健事業等の実施に係る自治体向け Q&A（令和 2 年 4 月 24 日時点）」
について

母子保健行政の推進につきましては、平素より多大なご尽力を賜りまして厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルスについては、令和 2 年 4 月 10 日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」等に基づき、御対応いただいているところです。

同事務連絡とあわせてお送りした「母子保健事業等の実施に係る Q&A（令和 2 年 4 月 10 日時点）」においては、乳幼児健康診査等の都道府県等から照会が多い事項への回答をお示したところですが、今般、当該 Q&A を改正しましたので、別添のとおり情報提供いたします。

母子保健主管部局におかれては、本 Q&A をご参照の上、適切な対応をお願いいたします。また、都道府県においては、管内市町村への周知をお願いします。

母子保健事業等の実施に係る自治体向け Q&A（令和 2 年 4 月 24 日時点）

目次

<乳幼児健診関係> 4

問1 令和2年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」の「2 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査，保健指導について」の（1）母子保健法第12条第1項に定める健康診査について、「延期等により，健康診査を受診できない乳幼児には，別の機会に健康診査を受ける機会を設けること」とあるが，別の機会とはどういう意図か。 4

問2 集団健診を中止し，小児科医師による内科健診のみを実施した場合，歯科健診などの一部項目が未実施であっても健診実施とみなしてよろしいか。 4

問3 地域保健・健康増進事業報告の「2（2）母子保健（健康診査）」の記入について，乳幼児健診を延期した結果，受診児が健診の対象月齢を超えていた場合，その人数は，健診受診者として計上してもよいか。また，令和元年度実施予定の乳幼児健診を延期し，次年度に実施した場合，「対象人員」「受診実人員」は令和元年度に含めるのか，または令和2年度に含めるのか。 4

問4 集団健診ではない健診実施方法については，どのようなものが考えられるか。 5

問5 健診会場における感染症対策として，どのような点に留意すればよいか。 5

問6 今般、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県となったが，令和2年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」において示されている「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市町村においては，原則として集団での実施を延期すること。」をいう文言を踏まえると，集団での実施を行うことは全く認められないのか。 6

<母子保健事業における電話やオンラインの活用関係> 7

問7 妊産婦や乳幼児を対象とした面談による相談支援や訪問事業、両親学級や健康教室等について、電話やオンラインを活用して実施することは適当か。また、どのような形でのオンラインの活用が想定され、国庫補助は適用されるのか。 7

<妊婦健診関係等> 7

問8 妊婦健診につき、感染拡大を避けるために、受診間隔をあけてもよいか。

| | |
|---|----|
| | 7 |
| 問9 妊婦健診のうち、保健指導等について、妊婦の状態に応じ、対面ではなく電話やオンラインで妊婦への保健指導等を実施してもよいか。..... | 8 |
| 問10 電話やオンラインで妊婦への保健指導等を実際した場合、公費負担の対象としてもよいか。..... | 8 |
| 問11 里帰り出産については、現状、どのような取扱いがなされているか。 | 9 |
| 問12 里帰り中等住民票所在地以外の市町村に留まらざるを得ない妊婦や、外国から一時帰国したまま帰る事ができない妊婦等、住民票がない者にも、妊婦健診の公費負担を認めてよいか。..... | 9 |
| 問13 妊娠中に新型コロナウイルスに感染した場合、どのような症状や胎児への影響がありますか。..... | 10 |
| <産婦健診事業関係> | 11 |
| 問14 産婦健診事業について、電話やオンラインによって、産婦の心身の状態を把握することは認められるか。..... | 11 |
| 問15 産婦健診事業につき、電話やオンラインによって産婦の心身の状態を把握した場合に補助を出してもいいか。..... | 11 |
| 問16 産婦健康診査事業の期限の取扱いについて要綱上、受診の目安としては「出産後間もない時期」と記載されており、それを踏まえ受診券の有効期限を定めているところ。新型コロナウイルスの影響で、当該期限内に受診出来ない産婦がでてくるのが想定されるが、有効期限を越えても国庫補助の対象として差しつかえないか。..... | 11 |
| <産後ケア関係> | 12 |
| 問17 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、産後ケアの実施に当たっての留意事項はあるか。もしくは、実施すること自体を控えた方が良いのか。..... | 12 |
| 問18 産後ケア事業において、今般の新型コロナの感染拡大を受けて、対象の目安となる出産直後から4ヵ月までに、産後ケアを受けることができなかった者に対しても、産後ケアを受けることは認めてよいか。..... | 13 |
| 問19 4月10日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策―第3弾―」に係る産後ケアを実施する施設に対する財政措置についてにおいて周知された財政支援において、同一施設に複数の市町村が委託しているケースはどのような扱いになるか。..... | 13 |
| 問20 問19の財政措置においては、「施設」を対象としているが、市町村による直接実施又は委託によって、訪問型を実施している助産師は補助対象になるか。..... | 13 |
| 問21 問19の財政措置においては、県が一括購入できるか。また、施設が直接購入できるか。..... | 13 |
| <産前・産後サポート事業の関係> | 14 |
| 問22 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、産前・産後サポート事業の実施に当たっての留意事項はあるか。もしくは、実施すること自体を | |

| | |
|---|----|
| 控えた方が良いのか。 | 14 |
| <乳幼児健診等母子保健情報の利活用の推進関係> | 15 |
| 問 23 健診実施方法を自治体における集団健診から委託医療機関における個別健診へ切り替えた場合、個別健診の結果の副本登録を行うべきか。 . | 15 |
| 問 24 里帰り中の者等の乳幼児健診の結果については、副本登録はどの自治体がすべきか。 | 15 |

<乳幼児健診関係>

問1 令和2年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」の「2 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査，保健指導について」の（1）母子保健法第12条第1項に定める健康診査について、「延期等により，健康診査を受診できない乳幼児には，別の機会に健康診査を受ける機会を設けること」とあるが，別の機会とはどういう意図か。

（答）

- 別の機会とは，感染の状況を踏まえた上で，改めて法に定める健康診査（1歳6か月児及び3歳児健康診査）の場を設けていただくことを想定しています。その際，受診児がそれぞれの対象月齢（1歳6か月児：満1歳6か月～満2歳、3歳児：満3歳～満4歳）を超過していても差し支えありません。

問2 集団健診を中止し，小児科医師による内科健診のみを実施した場合，歯科健診などの一部項目が未実施であっても健診実施とみなしてよろしいか。

（答）

- 法定健診である1歳6か月児及び3歳児健診については，健診項目の実施時期が同時期でなくても差し支えありませんので，定められた項目は原則として実施してください。一部の項目について，受診児が健診の対象月齢（1歳6か月児：満1歳6か月～満2歳、3歳児：満3歳～満4歳）を超過していても差し支えありません。
- なお，法定健診以外の健康診査については，各市町村のご判断で健診項目を定めてください。

問3 地域保健・健康増進事業報告の「2（2）母子保健（健康診査）」の記入について，乳幼児健診を延期した結果，受診児が健診の対象月齢を超えていた場合，その人数は，健診受診者として計上してもよいか。また，令和元年度実施予定の乳幼児健診を延期し，次年度に実施した場合，「対象人員」「受診実人員」は令和元年度に含めるのか，または令和2年度に含めるのか。

(答)

- 受診児が対象月齢を超えて受診した場合であっても、健診受診者として計上してください。令和2年度についても同様の扱いになります。

- 計上する年度については、実際に健康診査を実施した年度に計上してください。事業報告の作成要領では、「対象人員」を「一般健康診査を受ける対象となる人員を計上すること」としております。乳幼児健診を延期し、年度内に健診を実施できなかった者については、当初予定していた年度の対象人員には含めず、実際に健診を実施した年度の対象人数に含めてください。

問4 集団健診ではない健診実施方法については、どのようなものが考えられるか。

(答)

- 医療機関等における個別健診が想定されます。ただし、個別健診実施が、新型コロナウイルス感染症に対する医療提供体制へ与える影響も踏まえ、地域の関係者間で十分な協議をお願いします。

問5 健診会場における感染症対策として、どのような点に留意すればよいか。

(答)

- 健診の実施にあたり、受診児や付き添いの保護者の方に
 - ・風邪の症状や37.5度以上の発熱がある場合
 - ・新型コロナウイルス感染者と濃厚接触した場合
 - ・ご家族に感染疑いのある方がおられる場合については、健診の受診の延期を依頼してください。

- 健診会場の感染症対策として、受診児や付き添いの保護者の方については、
 - ・発熱や咳などの症状がないことを確認すること
 - ・マスク着用、手洗い、手指消毒等を励行すること
 - ・可能な限り、きょうだいや祖父母などの同伴を避けること等にご留意ください。
また、新型コロナウイルスは糞便中に排泄される可能性が指摘されていることから、オムツ替えの場所においても十分な感染対策が必要です。

問6 今般、緊急事態宣言の対象地域が全都道府県となったが、令和2年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」において示されている「新型インフルエンザ等対策特別措置法第32条第1項第2号で指定された都道府県内の市町村においては、原則として集団での実施を延期すること。」をいう文言を踏まえると、集団での実施を行うことは全く認められないのか。

(答)

- 「原則として」と記載しているとおおり、必ずしも集団での実施につき全て延期を求めるものではありません。地域ごとの感染の状況を踏まえた上でご判断ください。

- 集団健診を継続する場合には、
 - ・密閉空間、密集場所、密集場面という3つの「密」が同時に重なるような場所を生じさせないこと
 - ・マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等の感染症対策を十分に講じること等について留意の上、例えば時間ごとに人数を区切って実施することや、動線の工夫により人の接触を最小限にすること等によって、感染予防に十分ご留意ください。

<母子保健事業における電話やオンラインの活用関係>

問7 妊産婦や乳幼児を対象とした面談による相談支援や訪問事業、両親学級や健康教室等について、電話やオンラインを活用して実施することは適切か。また、どのような形でのオンラインの活用が想定され、国庫補助は適用されるのか。

- 新型コロナウイルス感染症の流行が続く中で、妊産婦や乳幼児の保護者の間で不安が強まっていることから、各市町村において、感染拡大防止に留意しつつ、積極的に情報提供や相談対応等に取り組んでいただくことが重要です。
- 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、地域の状況に応じ、対面での相談支援の代わりに、電話やオンラインを活用することも考えられます。
- オンラインを活用した母子保健事業の取組としては、
 - ・ 動画教材等のインターネット配信
 - ・ ビデオ通話ソフトを利用した1対1の個別相談
 - ・ ビデオ通話ソフトを利用した複数人の参加型健康教室など様々な形態が考えられ、事業の目的や性質に応じて活用することが考えられます。
- 電話やオンラインを活用した取組にかかる経費については、地方財政措置されている母子保健事業の一環として実施するものは国庫補助の対象にはなりません。国庫補助でおこなわれている事業については、国庫補助の対象となります。

<妊婦健診関係等>

問8 妊婦健診につき、感染拡大を避けるために、受診間隔をあけてもよいか。

(答)

- 妊婦健診の受診間隔については、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準（平成27年厚生労働省告示第226号）を示していますが、妊婦健診担当医とご相談の上であれば、妊婦の状況に応じ、妊婦健診の間隔をあけることも可能です。
- 妊婦の方々に対しては、不正出血、お腹の痛み、破水感、血圧上昇などの不安な症状がその間にあれば、担当医等に相談するように伝えるとともに、必要に応じて電話等による相談支援を行ってください。

問9 妊婦健診のうち、保健指導等について、妊婦の状態に応じ、対面ではなく電話やオンラインで妊婦への保健指導等を実施してもよいか。

(答)

- 妊婦健診は、妊婦の健康状態や胎児の発育状況等を適確に把握する観点から、対面での健診が原則です。
- 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、感染防止等のため、時限的に、妊婦に対する健康診査についての望ましい基準でお示ししている項目のうち、妊婦の状態に応じ、かかりつけ医・助産師の判断によって、電話やオンラインで行うことができる一定の事項については、電話やオンラインで保健指導等を行っていただくことは差しつかえありません。
- なお、令和2年4月10日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」は、母子保健法上の妊婦健診に言及したものではありませんが、電話やオンラインで保健指導等を行う際に、必要に応じて当該事務連絡を参考にしてください。

参考) 令和2年4月10日の事務連絡「新型コロナウイルス感染症の拡大に際しての電話や情報通信機器を用いた診療等の時限的・特例的な取扱いについて」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>

問10 電話やオンラインで妊婦への保健指導等を実際した場合、公費負担の対象としてもよいか。

(答)

- 妊婦健診の公費負担については地方財政措置されているものであり、問9を踏まえ、電話やオンラインによってかかりつけ医・助産師が妊婦への保健指導等を行った場合、これを公費負担の対象とするかどうかは市町村でご判断ください。

問 11 里帰り出産については、現状、どのような取扱いがなされているか。

(答)

- 日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会の両会は、4月21日に里帰り出産（帰省分娩）についての見解を出し、妊婦の方に対し、現在お住いの地域での出産の考慮を促すとともに、会員の産婦人科医に対し、妊婦の方が、里帰り出産できなくなった場合には、居住地域内での分娩施設を紹介するよう要請を行いました。
- 4月16日に緊急事態宣言が全国に拡大され、全ての国民に移動の抑制を求めていることもあり、厚生労働省としても、妊婦の皆様には、現在お住いの地域での出産をご考慮いただきたいと考えています。

参考) 日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会の妊婦の里帰り分娩に関する見解（令和2年4月21日）

http://www.jsog.or.jp/modules/jsogpolicy/index.php?content_id=11

- 帰省分娩の予定を取りやめ、現在の居住地で出産を行うこととなった妊婦等への支援については、4月24日付け事務連絡「新型コロナウイルスの感染拡大に伴い出産に不安を抱える妊産婦の方々への配慮について」でお示ししているところであり、安心して出産等ができるよう寄り添った支援をお願いいたします。

問 12 里帰り中等住民票所在地以外の市町村に留まらざるを得ない妊婦や、外国から一時帰国したまま帰る事ができない妊婦等、住民票がない者にも、妊婦健診の公費負担を認めてよいか。

(答)

- 母子保健事業については、本人からの届出や申請等により、必要に応じて行うものであり、妊婦健診についても同様です。
- 里帰り中の者等への対応については、令和2年4月15日付け事務連絡「乳幼児健康診査等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」でもお示ししましたが、改めて、住民票の有無に関わらずに受診できるよう、特段の配慮をお願いします。
- また、妊婦健診の公費負担については地方財政措置されているものであり、住民票がない方に対する妊婦健診につき、自治体の判断によって公費負担の対象とすることは差しつかえありません。

問 13 妊娠中に新型コロナウイルスに感染した場合、どのような症状や胎児への影響がありますか。

(答)

- 現時点では、妊娠後期に新型コロナウイルスに感染したとしても、経過や重症度は妊娠していない方と変わらないとされています。胎児のウイルス感染症例が海外で報告されていますが、胎児の異常や死産、流産を起こしやすいという報告はありません。したがって、妊娠中でも過度な心配はいりません。

- しかしながら、一般的に、妊娠中に肺炎を起こした場合、妊娠していない時に比べて重症化しやすいという意見もあります。そのため、妊婦の方には重症化しやすい方と同じような対応をするよう周知しているところです。
具体的には、日頃の感染予防に積極的に取り組むとともに、
 - ・ 風邪の症状や37.5度以上の発熱が2日以上続く場合
 - ・ 又は、強いだるさ（倦怠感）や息苦しさ（呼吸困難）がある場合には、最寄りの保健所などに設置される「帰国者・接触者相談センター」にお問い合わせをいただくよう、周知しています。

参考) 帰国者・接触者相談センターページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryou/covid19-kikokusyasessyokusya.html

- また、妊娠中の女性労働者が休みやすい環境の整備などについて、各企業における取組が促進されるよう、経済団体や労働団体へ要請を行っています。

- 妊婦の方々などに向けた情報につきましては、こちらも参考にしてください。

参考) 妊婦の方々などに向けた新型コロナウイルス感染症対策

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_10653.html

日本産婦人科感染症学会：インフォメーション一覧

<http://jsidog.kenkyuukai.jp/information/index.asp?>

- 各地方自治体におかれても、上記にご留意の上、妊婦への適切な相談支援をお願いいたします。

<産婦健診事業関係>

問 14 産婦健診事業について、電話やオンラインによって、産婦の心身の状態を把握することは認められるか。

(答)

- 産婦健康診査事業については、退院直後の母子に対して心身のケア等を行う観点から、対面での健診が原則です。しかし、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、感染防止等のため、時限的に、産婦の状態に応じ、かかりつけ医・助産師の判断によって、電話やオンラインで産婦の心身の状態を把握することは差しつかえありません。

- なお、産婦健診事業の結果を踏まえ、保健師による訪問指導等を実施される際には、令和2年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」の「3 保健師による訪問指導等について」にご留意の上、感染対策を徹底してください。

問 15 産婦健診事業につき、電話やオンラインによって産婦の心身の状態を把握した場合に補助を出してもいいか。

(答)

- 問 14 を踏まえ電話やオンラインで産婦の心身の状態を把握した場合であっても、時限的に、補助の対象としても差し支えありません。

問 16 産婦健康診査事業の期限の取扱いについて要綱上、受診の目安としては「出産後間もない時期」と記載されており、それを踏まえ受診券の有効期限を定めているところ。新型コロナウイルスの影響で、当該期限内に受診出来ない産婦がでてくるのが想定されるが、有効期限を越えても国庫補助の対象として差しつかえないか。

(答)

- ご指摘の通り、産婦健診事業の対象者については、実施要綱上で「産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦」とされているところ。

- 「産後2週間、産後1か月など、出産後間もない時期の産婦」という時期の指定については、産後うつや新生児への虐待予防等を図る観点から定められているものであり、可能な限り定められた時期に実施していただきたいが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、不安を抱える産婦がいる場合には、時限的に、当該時期を超えて産婦健診事業の対象とし

ても差し支えありません。

<産後ケア関係>

問 17 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、産後ケアの実施に当たっての留意事項はあるか。もしくは、実施すること自体を控えた方が良いのか。

(答)

- 今般の新型コロナウイルスの感染拡大により、出産環境も変化する中で、妊産婦にとって出産等に不安を抱えやすい状況にあります。また、日本産科婦人科学会・日本産婦人科医会からは、帰省分娩（里帰り出産）を控えるよう見解が示されているところであり、出産場所の変更を余儀なくされる妊婦は、より強い不安を抱えることが想定されます。
このようなことから、感染予防に留意しつつ、産後ケアなど妊産婦に対する寄り添った支援の充実が求められています。
- その際、今般の感染拡大を踏まえて感染防止等の観点から、医師や助産師等が実施する保健指導やカウンセリングに関し、宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型という実施形態に限らず、電話やオンラインによる実施についても、時限的に、産後ケア事業の一環として位置づけ、母子保健医療対策総合支援事業の補助を活用することとして差し支えありません。
- また、宿泊型・デイサービス型・アウトリーチ型の実施形態で産後ケアを実施する場合には、令和2年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」に記載のとおり、利用者や事業従事者に、風邪の症状や発熱（概ね37.5℃以上）、倦怠感や呼吸器症状がないことを確認した上で、利用等の際に、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うようお願いいたします。
- なお、「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」について（令和2年4月7日閣議決定）において、産後ケア事業を行う施設における感染拡大防止対策に係る財政支援が盛り込まれており、令和2年第一次補正予算が成立した際には、ご活用ください。

問 18 産後ケア事業において、今般の新型コロナの感染拡大を受けて、対象の目安となる出産直後から4ヵ月までに、産後ケアを受けることができなかった者に対しても、産後ケアを受けることは認めてよいか。

(答)

- 現行の予算事業では、産後ケア事業ガイドライン上で「出産直後から4ヵ月頃までの時期」を対象の目安としていますが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、不安を抱えている産婦については、必要に応じて4ヵ月を超えた場合についても対象としてご対応してください。

問 19 4月10日付け事務連絡「「新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策－第3弾－」に係る産後ケアを実施する施設に対する財政措置について」において周知された財政支援において、同一施設に複数の市町村が委託しているケースはどのような扱いになるか。

(答)

- 1施設当たりの上限額が決まっているため、市町村間での調整が必要です。なお、1市町村が代表すること、または複数市町村で按分することのいずれも可能です。

問 20 問 19 の財政措置においては、「施設」を対象としているが、市町村による直接実施又は委託によって、訪問型を実施している助産師は補助対象になるか。

(答)

- 「施設」と記載していますが、市町村による直接実施か委託かは問いません。また、訪問型で事業を実施している助産師等も補助対象となります。

問 21 問 19 の財政措置においては、県が一括購入できるか。また、施設が直接購入できるか。

(答)

- 当事業は、都道府県で購入する費用の補助ではありませんが、適宜、県内の業界団体と調整いただき、市町村及び市町村が委託する施設が購入することを支援いただくことは差し支えないと考えています。
- なお、都道府県による上記調整に係る費用については、母子保健医療対策総合支援事業における妊娠・出産包括支援事業のうち、妊娠出産包括支援推進事業を活用いただくなどが考えられます。

<産前・産後サポート事業の関係>

問 22 今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、産前・産後サポート事業の実施に当たっての留意事項はあるか。もしくは、実施すること自体を控えた方が良いのか。

(答)

- 産後ケアと同様に、産前・産後サポート事業の、とりわけ相談支援を実施するに当たり、デイサービス型・アウトリーチ型の実施にかかわらず、感染防止等の観点から、助産師や子育て経験者等が実施する相談支援に関し、電話やオンラインによる実施についても、時限的に、産前・産後サポート事業の一環として位置づけ、母子保健医療対策総合支援事業の補助を活用することとして、差し支えありません。

- また、令和2年4月10日付け事務連絡「母子保健事業等の実施に係る新型コロナウイルスへの対応について」に記載のとおり、デイサービス型・アウトリーチ型の実施方法にかかわらず、利用者や事業従事者に、風邪の症状や発熱(概ね37.5℃以上)、倦怠感や呼吸器症状がないことを確認した上で、利用等の際に、マスク着用を含む咳エチケットや手洗い、アルコール消毒等により、感染機会を減らすための工夫を行うようお願いします。

<乳幼児健診等母子保健情報の利活用の推進関係>

問 23 健診実施方法を自治体における集団健診から委託医療機関における個別健診へ切り替えた場合、個別健診の結果の副本登録を行うべきか。

(答)

- (副本登録に関わらず、) 乳幼児健診の結果については、個別健診か集団健診かに関わらず、市町村で把握し、適切な保健指導等に活用していただきたい。
- その上で、副本登録についても、個別健診の結果を入手した上で登録をお願いしたい。

問 24 里帰り中の者等の乳幼児健診の結果については、副本登録はどの自治体がすべきか。

(答)

- 令和元年 11 月 29 日付け事務連絡「乳幼児健診等母子保健情報の利活用の推進について(データ標準レイアウト<令和2年6月向け>の修正点及び Q&A について)」の別添 3 の Q&A 問 4 でお示した通り、
 - ・一般的に、乳幼児健診及び妊婦健診は児及び妊婦の居住地である自治体を実施し、乳幼児健診結果及び妊婦健診結果を副本登録する。
 - ・仮に、居住地以外の自治体(里帰り先の自治体)において健診を実施することについて、個別に双方の自治体間で合意がなされている場合、健診の結果は、実施自治体から居住地である自治体へ結果は情報提供されることとなり、副本登録は居住地である自治体にて行われる。